

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年11月27日（平成30年（行個）諮問第205号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行個）答申第214号）

事件名：平成30年司法試験論文式試験の本人に係る答案上の点数等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2（1）及び（2）に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成30年10月25日付け法務省人試第239号により法務大臣（以下「法務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 法における個人の自己の個人情報に対する権利の行政の判断に対する優位性

そもそも法が制定された趣旨は、膨大な個人情報を保有している行政機関に対して自己の個人情報へのアクセスを容易にして主権者たる国民に対して憲法上最も重要な人権の一つをなすプライバシー権（自己情報コントロール権）（憲法13条）の保障を十全ならしめる点にある。

そのことは法が「個人の権利利益を保護すること」（法1条）を第一義の目的として掲げていることから明白である。

また法14条も非開示事由がある場合以外は開示とすることで開示が原則との姿勢を明確に打ち出しており、それは憲法上の人権としてのプライバシー権の優位性から導かれているものと容易に理解で

きる。

すなわち、個人情報を開示するか否かの判断は主権者たる国民の憲法を根拠とするプライバシー権をでき得る限り尊重する形でなされるべきことが必要であり、主権者たる国民に奉仕するべく法律に基づいてその職責を付託されたにすぎない行政機関の恣意により主権者の人権が不当に制限される結果となる判断は排除されなければならないということになる。

本決定（原処分を指す。以下、第2において同じ。）の適否は以上の大前提をもって慎重に判断されるべきである。

イ 本件開示請求をする理由

上述のように個人情報は開示が原則であり非開示事由がない限りは開示がなされるべきであり、審査請求人は何故当該個人情報の開示請求をするのかという点について本来明らかにする必要のないものといえる。

しかし、本件開示請求はある一つの重大な事実を証明する証拠を収集する一つの手段としてなされており、その事実の重大性、公益性から開示を請求するものであることをここに強く主張したいと考える。すなわち、審査請求人は以下の事実の存在を積極的に証明するための証拠収集の一環として本件開示請求をするものであり、その目的の重要性、公益性の見地からしても本件開示請求に関わる情報については積極的に開示されるべきである。

その事実とは、司法試験における司法試験予備試験合格資格による受験者に対する差別的な合否判定の存在（以下「当該事実」という。）である。審査請求人は2014年の司法試験予備試験に合格後2015年から本年まで4度にわたって司法試験を受験してきた者であるが、すでに2年前の受験からすでにそうした判定がなされているとの疑念を抱いていたものであり、本件開示請求は当該事実の有無の判断にとって重要な客観的証拠を得るべくなされたものである。

審査請求人は当該事実の有無について2018年10月10日付けの手紙によって司法試験委員会に回答するように求め、その疑念が事実ではない場合には否定することを、事実である場合にはその事実を公表して適切な是正措置を講じるように依頼した。

しかしながら、司法試験委員会はその手紙を受領後速やかに当該事実を否定することができなかつただけではなく、上記依頼の手紙を受け取って2週間もしてようやくその手紙において請求していた行政文書開示の手続についてのみ教示するという態度に終始したものであり、これらの一連の対応から司法試験委員会ははからずも当該

事実について認めたと審査請求人は理解したものである。

当該事実が存在しないならば即座に否定の返答をすることができたはずであるし審査請求人の10月10日付け手紙の内容の真摯さからもそうすべきであったといえる。事実審査請求人の10月2日付けの手紙に対して司法試験委員会はその3日後に速やかに対応している。今回の対応に2週間もの時間がかかったのは、これまで隠してきた当該事実が明るみに出ることに恐れを感じどう対応してよいものか組織内で議論が紛糾し、徒に時間が過ぎた結果であると考えるのが自然である。

それでも現状において司法試験委員会は当該事実について明確には認めておらず、このままではその事実がなかったことにされ、許されるべきではない差別的な判定基準により本来であれば司法試験に合格して先に進めるはずだった受験生、元受験生の救済は永久に不可能となり、当該事実の存在が闇に葬られてしまうという危惧を抱いたことから、当該事実の客観的な証拠を得るべくその一環として審査請求人は本件開示請求をしたものである。

客観的な証拠を手に入れば、さすがの司法試験委員会も公に当該事実の存在を認めざるを得ない状況に追い込まれるとの考慮からである。

私（審査請求人を指す。以下同じ。）と司法試験委員（原文ママ）との上述の一連のやりとりは手もとにあり、必要であればいつでも提供する準備があるが、法務省においても司法試験委員会を通じてそれらを手に入れるであろうからそちらを参照していただくのがより便宜かと考える。

以上のように本件開示請求は、審査請求人のみならず、その他の受験生の人生がかかっている当該事実の存在について明らかにし、不平等な合否判定により不合格とされた本来合格すべきであった者を救済する是正措置の端緒となり得る証拠の収集のためになされたものであり、社会正義の実現と人権を侵害されている者の救済を目的とする点できわめて重要な目的と公益性を有するものであり、本件においては非開示事由はより限定的にのみ認められるべきものである。

ウ 本決定が法において厳格に規定された非開示事由が存しないにもかかわらず非開示を決定している点について

（ア）本決定における法14条7号非該当性について

a 法14条7号本文にいう「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」の意義について

法14条7号本文は「次に掲げるおそれその他」としてから「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と続けていることから、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは同条同号イないしハに列挙された内容に準じる場合であると理解するのが文理にかなった解釈といえる。

なお、ニは人事管理における円滑な人事の確保についての支障、ホは企業経営上の正当な利益の阻害について規定するものであり事務の阻害について直接問題とするものではなく、法14条7号本文の解釈においては割愛して差し支えないと考える。

上述の見地よりイないしハの内容について検討すると、イは開示により違法又は不当な行為が行われること、ロは開示により契約等における国等の財産上の利益や地位が不当に害されること、ハは開示により調査研究に関して公正かつ能率的な遂行が不当に阻害されることをそれぞれ避ける必要がある場合を規定しており、事務の阻害についても「不当に」事務が阻害される場合であることが要求されていると考えるべきである。

以上を参考にして以下、本決定に挙げられた理由がはたして本当に不開示を正当づける理由となり得るのか検討する。

b 本件において開示をすることで業務への支障が生じるといえるか

この点を考えるに当たり、改めて個人情報開示の原則に立ち返る必要がある。すなわち、原則として個人情報はその情報の主体に対して開示されるのが原則であるということである。

本件開示請求情報について開示を認める運用をとったとしても募集要項において当該情報についての質問、照会には一切応じられない旨の記載をしそのような運用をすることによりそれらの質問、照会を事前に大幅に遮断することができるはずであるし、現実に現行の司法試験においても得点の見直しや採点のやり直しをしないとの立場を表明してそのような運用をすることで事務の負担を大きく軽減していることが見受けられ、質問、照会の増大による業務の支障という論には相当に無理があるといわざるを得ない。

この場合、仮に7,000人の受験生がいるとして多く見積もって8割に当たる5,600人が情報開示を受けた上で質問、照会のために司法試験委員会に連絡をすることも、上記運用をすることで約15秒で質問、照会には応じられない旨の回答

をして電話を切った場合，全員に対応するのに約1,400分必要となる。これは時間に換算すると約24時間にすぎず，仮に2週間の間に平均3名でこれを捌くならば1日当たり職員一人で48分となる。個人情報開示の重要性をも合わせて考慮するならば，この程度の負担は業務の「不当」な支障どころか，そもそも司法試験委員会が本来なすべき業務の一環というべきものであり，支障などとは到底いえないものであるというべきである。

上記仮定において例えば1週間の短期間に質問，照会が集中してあったとしても時間は96分に増えるだけである。また電話は通常の事務現場において特定の者のみが行うものではないことから上記の3名という仮定を例えば6名とした場合，一人当たり一日の対応時間は48分に止まる。

また仮に全受験生が要項に質問，照会を受け付けないという断りがあるのにもかかわらず司法試験委員会に電話してくるというおおよそあり得ない想定をしたとしても一人当たりで増加する時間は約10分ほどである。

司法試験委員会は本来司法試験の実施を職分とする機関であることからこのような受験生からの電話に対する短時間の電話対応も当然にその職分に入るといえるところ，明らかに多いとはいえない電話対応をもって「業務に支障」とはいかなる「業務」に支障があるのか疑問であると問いたいものである。

そのような本来自らのなすべき職務を放棄するような思考態度は国民に対する奉仕者として職務怠慢とすら言われかねないものであるといわざるを得ない。

また，もし仮に上述の程度の本来自らなすべき職務としてなすべき電話対応すら別の職務への支障というのであれば，すでにみたように個人情報開示が原則である原点に戻るならば，適切な人員を割いてもらうように予算交渉等をするべきであり，本来開示されるべき情報を開示しないことにより国民の側に不利益を負担させるのは本末転倒も甚だしいという他ない。それが職務怠慢に起因するものであればなおさら許されるべきことではないといえる。

すなわち本件の事情の下においては，本件開示請求にかかわる情報を開示することにより「不当」といえるほどの「職務に支障」が出るかどうか検討する以前に，そもそも「職務に支障」が生じることはないというべきであって，それにもかかわらず職務に支障が出るとして不開示を決定した本決定は，その根拠

を全く欠くものであり取り消されるべきであるという他ないというべきである。

(イ) 本決定の各非開示理由について

a 答案上の点数部分の非開示理由について（本決定2（1））

(a) 本決定2（1）第2段落について

上述のとおり，質問，照会の段階でそれらを受け付けない運用ができる以上苦情や非難が生じる可能性は低くなる上，仮に苦情や非難が生じたとしても，同様にそれらについては一切受け付けないと事前に要項に明記することで苦情や非難が司法試験委員や考査委員の下に寄せられる事態を大幅に回避すること可能であるといえることから，それを考慮するあまり採点者が適正な評価を与えることが困難になる事態はまず起きることが考えられない上，良問の作成をも困難にするおそれも当然のことながら考えられない。

また，そもそも通常受験生が連絡をすれば司法試験委員会宛てにこれを行うのが通常であり，考査委員に対する連絡については例えば自分の所属する法科大学院で偶然知己を得ているがために直接話ができる環境にあるなど極めて例外的な場合にのみ限られるのであり，上記質問，照会や苦情，非難を受け付けないという運用を行うことも合わせて考えると，考査委員が受験生からの苦情や非難を直接受けることはまずあり得ないし，司法試験委員会の事務職員において質問，苦情等を遮断することからこれら職員から考査委員に情報伝達が行われることはもちろん考えられず，したがって考査委員が適正な評価を与えることが困難になるということはまずありえないので，良問の作成を困難にするおそれなどは到底起こり得ない抽象的，観念的想定という他ない。

したがって第1段落で述べられた事由は法14条7号本文に該当せず，これも理由とする非開示決定は違法であり，本決定は取り消されるべきである。

(b) 本決定2（1）第3段落について

本決定は，「（本件開示請求情報を）開示することとすれば，・・・合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案との扱いを受けて広く流布し，受験者の解答の方法等に影響を与え，・・・，受験技術のみに頼った勉強法が蔓延し，司法試験による法曹養成の意義が害されるとともに，・・・能力評価をすることが困難になり，論文式試験の意義が失われるおそれがある。」とするが，これはそもそも非開示事由として例外的に

法14条各号に列挙されたいずれにも該当しないことをいうもので、開示拒否理由として失当である。

また、仮にそれが拒否理由として法14条各号のいずれかに該当し得るとしても、本件開示請求情報はあくまで答案上の点数と各採点者の素点の開示を求めるものにすぎず、それによって本決定が危惧する上述の事態が生じるとはいえないというべきである。

なんとなれば、上述の事態は開示が認められていない現在すでに見られる現象を指すものにすぎず、それを憂う立場に対して全く理解がないものではないが、本件開示請求情報はあくまで多様な答案に対する点数にすぎず、本件開示請求情報の開示により上述の事態がより促進されるとまでは到底いえないと考えるのが自然かつ合理的だからである。

本決定は現実を憂うがあまり本件開示請求情報の開示と上述の事態の生起についての十分な因果関係について説得力のある論を立てることなく自らの憂慮、想像だけを先行させた感があり、このような抽象的、観念的な論は非開示理由としては到底認められるものではないという他ない。

百歩譲って仮に答案の研究が本件開示請求情報の開示により促進される事態が生じたとしても、本件決定の理由に挙げられているように司法試験の問題自体の多様さから判で押したような答案が続出することはまず起こり得ないはずである。開示の対象はあくまで点数にすぎず、それに対応した答案自体は多種多様であることが容易に想起できるからである。すなわち、本件開示請求情報の開示により判で押した答案が続出するというのは観念的、抽象的な想定にすぎず、現実にそのような事態が生じるとはまず考えられない。

本決定2(1)第3段落での主張は原則開示の個人情報の非開示事由にはおよそ当たり得ないことが明白である。したがってこれを理由とする非開示決定は違法であり、本決定は取り消されるべきである。

(c) 本決定2(1)第4段落について

本決定は答案上の「各考査委員の書き込み」があるとして開示を拒む理由としているが、開示が原則であることに立ち返るならばその書き込みを見えない形で開示することがまず検討されるべきであるし、そもそも本件開示請求情報は答案上の点数と各採点者の素点であることから、ここで考査委員の書き込みについて言及するのは開示対象を誤認するものであり失当とい

う他なく、14条7号本文の検討に入るまでもなく非開示事由とはなり得ない論をいうものであり、これによる非開示の決定は理由がないという他ない。

また考査委員の書き込みの開示により上記弊害が生じると本決定にあるが、すでに見たようにここで指摘されている弊害とは「(本件開示請求情報を)開示することとすれば、・・・合格者あるいは上位成績者の答案が模範答案との扱いを受けて広く流布し、受験者の解答の方法等に影響を与え、・・・、受験技術のみに頼った勉強法が蔓延し、司法試験による法曹養成の意義が害されるとともに、・・・能力評価をすることが困難になり、論文式試験の意義が失われるおそれがある。」事態を指すものと考えられるが、上述のとおりこれは法14条各号において厳格に規定されている例外的な非開示事由のいずれにも該当しない事由をいうものであり、非開示を正当化し得ない事実を主張するものにすぎず、これを理由とする非開示は法律上当然に認められないものである。

以上より、本決定2(1)第4段落は本決定の非開示を正当化する事由を主張するものとはおよそ言えず、これに基づく非開示決定は違法であり、取り消されるべきである。

b 複数の採点者がつけた素点の非開示理由について

本決定2(2)において主張されている非開示事由はおよそ本決定2(1)において主張されていた事由と重なるものであり、上述のとおり非開示事由たり得ないというべきである。

本決定2(2)前半部分で主張された業務への支障についての主張に対しては上述の(ア)b, a(a)をもって反論とするので参照されたい。

また本決定2(2)後半部分で主張された点については上述のa(b)をもって反論とするので参照されたい。

c 結論

以上を総合すると、本件の事情の下においては、上述の法14条7号本文についての私の解釈による場合はもちろんのこと、それによらない場合でも本件開示請求情報を開示することによりそもそも「業務に支障が生じるおそれ」自体が全く存しない場合といえるのであり、本決定の非開示決定は法律上の根拠を一切欠くものであっては違法であり、取り消されるべきであり、本件開示請求に関わる情報は全面開示されるべきである。

(2) 意見書

ア 本案件に関する諮問庁たる法務省作成の理由説明書(下記第3を指

す。以下、(2)において「本件理由説明書」という。)全体について

(ア) 本件理由説明書の位置付け

司法試験の制度一般について説明する部分(本件理由説明書の1)はともかく、「審査請求人の主張に対する反論について」と題して長々と論じている部分(本件理由説明書の3)は実質的に本件の原決定たる不開示決定(本決定)の理由を述べる部分(本件理由説明書の2)の焼き直しであり特に見るべきところはないと考える。

特に審査請求人が本案件の審査請求書(以下「本件審査請求書」という。)において具体的な数字と代替的な手段の存在をもって司法試験委員会の事務に支障が生じない点について説得的に論述しているのに対して、本件理由説明書の内容は本決定同様観念的、抽象的な想定を述べるにとどまっており、およそ説得力がないといわざるを得ない内容に終わっている。

また「反論」と題しつつそこで論じられているのは審査請求人の各主張に対する具体的な反駁ではなく相手のない独りよがりの論述であり、全く反論としての体をなしていないことは通常の高齢教育を経た者であれば誰でも直ちに理解できるはずである。

はばかりながらその理由を推察するに、これまで同種の個人情報開示請求を何件となく処理してきた経験からおよそ本件で問題となっている文書の開示が認められることはまずあり得ないとの思いから、取り立てて審査請求人の主張に真摯に反論しなくても問題は無いという慢心によるものと思われる。

またそれと同時にこれまで提出してきた理由説明書と同じ内容のものを出すことで自らの事務作業量を減らし、その分本来なすべき反論に費やすべき労力を省くことができるとの怠惰な思いがあるのではないかと疑われるところである。

本件において審査請求人の主張に対していかなる反論をするのか決定するのは諮問庁の自由であるとはいえ、このような露骨な職務怠慢な姿勢が表れた理由説明書を見せられては主権者たる国民の一人として法務省職員の勤務姿勢に対して憤りを覚えないわけにはいかない。

(イ) 情報公開についての諮問庁の体質について

また、昨今諮問庁たる法務省による外国人実習生に関するデータについて改ざん、隠ぺいがなされた事実が世の中に明らかになるとともに、本来廃棄されるべきではない公文書についても不適切な廃棄が法務省によってなされていたことが先日報道され、世間に周知されたばかりである。

まことに残念ながら法務省には重要情報の隠ぺい又は廃棄，不都合な情報の改ざんをする文化が根強くあるという印象を持たざるを得ないのであり，本件における法務省の本件理由説明書の記述を検討するに当たってはかかる法務省の体質をしっかりと念頭においておく必要があると考えるものである。

すなわち，法務省は，本来であれば主権者たる国民の知る権利に奉仕するべく当然開示されるべき情報を，自らに不都合であるというだけの身勝手な理由で勝手に開示しないこととし，あたかもそれが正当化されるかのようなもっともらしい論を展開するおそれがきわめて高く，その主張が真に憲法，法令に適合しているかについてはより慎重な態度で検討する必要があると考える。

(ウ) まとめ

良識ある審査会の方々には本件理由説明書を読み解くに当たっては上述の二つの視点を是非お持ちになっていただき本件理由説明書，本意見書を読み進めていただきたいと心から願うものである。

イ 本件理由説明書の各部について

本件理由説明書が実質的に本件審査請求書において理由として挙げられた各項目に対して何らの具体的かつ説得的な新しい反論をなしていないことを以下において格別に指摘する。

(ア) 本件審査請求書第2の1. (上記(1)アを指す。)について

この点について本件理由説明書は全く言及，反論していないことから，諮問庁は審査請求人の主張について一切の異論がないものと理解される。

よって審査会の判断においても審査請求人及び諮問庁の上記共通認識に従って個人情報の開示が原則であるものとして本件開示請求の対象となっている情報の開示が認められる方向で議論がなされることを願うものである。

(イ) 本件審査請求書第2の2. (上記(1)イを指す。)について

この点についても本件理由説明書は全く言及，反論していないことから，諮問庁は審査請求人のこの点の主張について一切の異議がないものと理解される。

特に審査請求人が主張する司法試験予備試験合格資格に基づく司法試験受験生に対する差別的合否判定がなされているという事実を諮問庁は認めていると理解されるが，このような事実は我が国における国家資格試験の歴史が始まって以来最も醜悪な事件といってもいい類のものである。

社会正義の実現の観点からこのような事実が世間において広く周知され，差別的合否判定により本来合格すべき点数を得ていたのに

もかかわらず恣意的な操作により落第の判定を受けた受験生，元受験生たちが救済される道が開かれるべく，その証拠となるべき本件開示請求にかかる個人情報幅広く開示されることが必要不可欠であり，審査会の判断においても本件開示請求に係る個人情報の開示が認められる方向で議論がなされることを願うものである。

(ウ) 本件審査請求書第2の3.の(1)(上記(1)ウ(ア)を指す。)について

該当部分は具体的な数値をもって業務への支障を検討する部分であるが，この具体的検討に対して諮問庁は何らの反論もすることができていない。その一方で本件理由説明書においては抽象的，観念的な本決定における主張を実質的に繰り返すだけの反論に終始しており新たに見るべきところはなく，本件審査請求書の主張に対する反論の体をなしていないことは明らかである。

本件理由説明書10ページの「イ 採点に関する問合せ等の現状」(下記第3の3(2)イ(イ)を指す。)における「多数」の「問合せ」や「長時間」を割いての「対応」といった記述について少なくとも参考となる統計上の具体的な数字を出さない限り，本当に多数の問合せがなされているのかわからないし，どれほど長時間の対応を余儀なくされているのかわからず，これらの記述はそれだけでは全く説得力を持たないものである。

具体的な根拠に基づかないこれらの言辞は単なる印象操作のために並べられている感が強いといわざるを得ない。例えば月に何件の合否に関する問合せがあるのか，その相談の時間が平均してどれくらいの時間なのかを具体的な年月を指定した上で一定の幅のある期間の数値を出して記載することで初めて多数の問合せがあることや長時間の対応を余儀なくされていることがよく理解されるはずである。そうした対応がなされない限りはそもそも本当に諮問庁がいうような問合せや対応が現実になされているのかすらわからない。

これに対して，審査請求人は本件審査請求書において具体的な相談数や相談への対応時間を的確に想定した上で司法試験委員会の事務に支障が生じ得ないことを論述しており，その具体性から本件審査請求書の方が法務省の本件理由説明書よりはるかに説得力があるのは明白である。

説得力がある具体的な数値を提示して初めて，その後の司法試験事務への支障云々の論述が説得力を持つはずである。そうしないと単なる観念的な想定で人を煙に巻くだけの印象操作の論述であるとみなされても文句を言うことはできないであろう。

また，受験生による司法試験考査委員に対する個人攻撃はおおよそ

あり得ない観念的な想定であり、実際にそのような事件が起きたことがあるならともかく、それは諮問庁の完全な妄想にすぎない。ほぼ全ての司法試験受験生は人生をかけて真剣に試験に取り組む者たちであり、受験生がこうした犯罪行為に容易に走るかのような記述は多くの受験生に対してあまりに非礼であろう。そのようなおおよそあり得ない妄想ではなく、司法試験委員会自身が認めている、司法試験受験生の人生をないがしろにする差別的合否判定という事実の方こそがしかるべき手当を受けるべきであろう。すなわちかかる事実こそが周知され、糾弾され、粛清されるべきである。

外国人実習生のデータの隠ぺい、改ざんを平気で行ったり、廃棄してはならない公文書を平然と廃棄する汚職体質がしみついた諮問庁たる法務省のこうした妄想に近い支障についての主張の方こそ、その隠ぺい、改ざん体質からしておよそ自らにとって不都合な事実を隠ぺいするために無理筋の主張をしていると取られかねないことを自覚すべきである。

このような全く論拠を欠き、自らの責任を隠ぺいし、司法試験における差別的合否判定という不都合な事実を隠ぺいするためになされていると思われる諮問庁の反論は全く説得力を欠くものであり、諮問庁の主張する現実的かつ差し迫った事務への支障などは到底認めることができないものである。

(エ) 本件審査請求書第2の3. の(2)ア. (ア) (上記(1)ウ(イ) a (a)を指す。)について

この点について本件理由説明書は全く言及、反論していないことから、諮問庁は審査請求人のこの点の主張について一切の異議がなく、認めているものと理解される。

すなわち、個人情報開示を認めつつも苦情、非難についての問合せには応じられない旨を試験要綱等に記載し、現実にもそのように対応することで業務の支障を最小限にとどめることが可能であるということである。

そして、本件審査請求書のこの部分で提示された方法を用いれば司法試験についての個人情報の大幅な開示と司法試験事務への過大な支障の回避を両立する事は容易である。

この点についての考慮を欠いた上での、本件理由説明書に見られるような単なる司法試験事務の支障のみの主張は全く一方的かつ恣意的な主張にすぎないものであり、また審査請求人の本件審査請求書における主張は認めつつも本決定と同じ理屈で業務の支障を頑迷に主張する点で諮問庁の対応には矛盾があるといえ、かかる諮問庁の主張は到底受け入れることはできない。

(オ) 本件審査請求書第2の3.の(2)ア(イ)(上記(1)ウ(イ)a(b)を指す。)について

まずこの部分の前半で指摘している司法試験委員会の不開示決定の根拠として挙げられている論文試験の意義が失われるおそれは非開示事由を列挙した法14条各号に列挙されたいずれの事由にも該当しないとの主張について本件理由説明書は全く言及、反論していないことから、諮問庁は審査請求人のこの点の主張について一切の異議がないものと理解される。

また仮に異議があろうがなかろうが、客観的に上記の論文試験の意義が失われるおそれは上記法14条のいずれの非開示事由にも該当していないことが明白であり、本件理由説明書の記述を詳細に検討するまでもなくその主張自体が失当であり却下されるべきものである。

諮問庁は、論文試験の意義が失われることにより「司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じ、これが法14条7号の非開示事由に該当すると主張しているとも理解されなくもないが、そもそも答案上の点数や素点が開示されることで諮問庁が想定するような事態が発生するのか全くもって不明である。

また現行においてもすでに各受験生に対して各科目の点数が開示されているのであり、論文試験における画一的答案等の懸念は長年来言われているものであって、答案上の点数や素点が開示されることでそのような傾向が強まる必然性は全く観念的な想定にすぎないものである。

それよりも司法試験委員会における予備試験合格資格受験生に対する差別的合否判定の有無について客観的に判断可能ならしめる証拠としての価値を有するという点で答案上の点数、素点を全受験生に対して開示する必要性、重要性は嫌が応にも高まっているというべきである。

したがって答案上の点数、素点の開示により論文試験の意義が失われるというのはまず考えられない想定であり、これら情報の開示により論文試験の意義が失われることはない以上司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどは皆無であるというほかない。

百歩譲ってもし仮にこれら情報の開示によって論文試験の意義が失われたとしても、より適切な選抜方法を工夫、検討していくことが司法試験委員会の職責上求められているというべきであるから、論文試験の意義が失われることをもって司法試験委員会の「司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることにはならないというべきである。

諮問庁の説明においては司法試験委員会が司法試験の適正な実施を職責とする点を忘れ、その職責をできるだけ軽く、また責任のないものとしようとする論を展開する傾向が多くみられ、国民に奉仕する使命を帯びているはずの行政機関であるという本分を忘れるあるいは故意に無視する態度に憤りを覚えるとともに、昨今の法務省の隠ぺい、改ざんの一連の不祥事が頻発する土壌をこのような一連の対応に見る思いであり、大変悲しいことながらそれらの一連の汚職の事象が起こるべくして起こっているのだと大いに得心するものである。

(カ) 本件審査請求書第2の3.の(2)ア.(ウ)(上記(1)ウ(イ)a(c)を指す。)について

この点について本件理由説明書は全く言及、反論していないことから、諮問庁は審査請求人のこの点の主張について一切の異議がないと理解される。すなわち本件で開示が請求されているのは答案上の各ページの点数ではなく答案1枚目の受験者の氏名、受験番号等が記されているページ上に記載されている点数のことをいうので考査委員の書き込みが開示されることにはならないことが認められることになる。

また本件審査請求書中本部分の後半については、前述の本件審査請求書第2の3.の(2)ア(イ)(上記(1)ウ(イ)a(b)を指す。)と同じく、諮問庁は非開示事由に当たらない事由を述べることに終始しており、この点についても上記法14条のいずれの非開示事由にも該当していないことが明白であり、本件理由説明書の記述を詳細に検討するまでもなくその主張自体が失当であり却下されるべきと主張するものである。

この点についての法務省からの有効な反論は一切なく、法14条のいずれの非開示事由にも該当していないことから本件理由説明書の記述を詳細に検討するまでもなくその主張自体が失当であり却下されるべきである。

(キ) 本件審査請求書第2の3.の(2)イ.(上記(1)ウ(イ)bを指す。)について

本件理由説明書は本件審査請求書における上記部分の主張に対して反論することなく、当初の不開示決定を繰り返す言辞に終始しているものであると理解される。

よって諮問庁は、審査請求人が本件審査請求書中の第2の3.の(2)イ.(上記(1)ウ(イ)bを指す。)においてする主張について一切の異議がないものと理解される。

仮に反論を試みていると理解しても、本件理由説明書には新たな

反論部分がないことから、これに対する反論として審査請求人としても本件審査請求書における反論を繰り返す他ないと考える。

すなわち、本決定2(2)前半部分で主張された業務への支障についての主張に対しては本件審査請求書中第2の3.(1)イ、(上記(1)ウ(ア)bを指す。)、3.(2)ア.(ア)(上記(1)ウ(イ)a(a)を指す。)をもって、また、本決定2(2)後半部分で主張された点については本件審査請求書中第2の3.(2)ア.(イ)(上記(1)ウ(イ)a(b)を指す。)をもってそれぞれ反論するのでご参照されたい。

ウ 結論

審査請求人は、以上述べたことを理由として本決定は取り消され、改めて本件開示請求に係る情報について審査請求人に対して開示する旨の決定がなされるべきであると考えます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 司法試験の制度概要等

(1) 司法試験の目的及び実施機関

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である(司法試験法(昭和24年法律第140号)1条1項)。

司法試験の実施に関する事務は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)8条及び司法試験法12条1項に基づき法務省に置かれた司法試験委員会がつかさどるとされている(同条2項)。

司法試験委員会には、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験考査委員が置かれ(司法試験法15条1項)、司法試験の合格者は、考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定するとされている(同法8条)。

司法試験委員会の庶務に関する事務は、法務省大臣官房人事課(以下「事務局」という。)において処理を行っている(司法試験委員会令(平成15年政令第513号)7条、法務省組織令(平成12年政令第248号)16条6号)。

(2) 採点・成績評価・成績通知

ア 司法試験について

司法試験は、短答式及び論文式による筆記の方法により行い、合格者の判定は、短答式試験で合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して行うこととされている(司法試験法2条1項及び2項)。

イ 論文式試験の採点について

論文式試験の採点は、各考査委員が、受験者氏名が記載されている

1枚目を除き審査番号を付した答案の写し（以下「採点用の答案」という。）を用いて行っている。

ウ 論文式試験の成績評価について

論文式試験は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）又は国際関係法（私法系）から一科目を選択）について行われる（司法試験法3条2項、同法施行規則1条）。

問題数は、公法系科目、刑事系科目及び選択科目については2問、民事系科目については3問が出題され、試験時間は、公法系科目及び刑事系科目が4時間（問題1問につき各2時間）、民事系科目が6時間（問題1問につき各2時間）、選択科目が3時間である。

配点は、公法系科目及び刑事系科目については、問題1問につき100点配点の計200点満点、民事系科目については、問題1問につき100点配点の計300点満点、選択科目については、2問で計100点満点である。

科目ごとの得点は、その科目内における各問の得点の合計点である（例えば、公法系科目の場合、第1問が憲法分野、第2問が行政法分野から出題されているところ、公法系科目の得点は、これら第1問と第2問の得点の合計点となる。）。

そして、各問の得点は、各問において複数の考査委員により採点された得点の平均点であり、ここでいう考査委員により採点された得点とは、考査委員により付された得点（素点）を標準偏差を用いて採点格差調整した点数（調整点）のことである。

なお、いずれかの科目において、各問における各考査委員が付した素点の平均点を合計したものが満点の25パーセント点未満である場合には、それだけで不合格とされている。

エ 司法試験の成績通知について

成績通知については、短答式による筆記試験で合格に必要な成績を得た受験者に対し、論文式試験の科目ごとの得点、（全科目の）合計得点、合計得点による順位のほか、平成28年司法試験以降、各問別の順位ランクを通知している。

2 本件開示請求及び開示しないこととした理由について

（1）本件開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は、①「平成30年司法試験受験者氏名「特定氏名」（審査請求人を指す。以下同じ。）の論文式試験における答案上の点数部分」（以下「答案上の点数部分」という。）及び②「同答案を採点した複数の考査委員がつけた各答案の素点」（以下「考査委員ごとの素点」という。）の開示を求めている。

(2) 開示しないこととした理由

ア 答案上の点数部分（答案上の書き込み）について

司法試験論文式試験において、事務局が採点を担当した考査委員から提出を受けるのは、採点がなされた後の答案及び各問の素点を記載した論文式試験採点表（以下「採点表」という。）であり、この採点表に記載された得点（点数）が素点となる。

審査請求人に係る答案（採点用の答案）には考査委員の書き込みがなされているものが見られるが、上記のとおり、採点表に記載された点数が素点となるため、採点用の答案には、点数を記載するための欄等は設けられていない。そのため、仮に考査委員が採点の過程で採点用の答案に点数を記載していたとしても、同答案上に書き込みがなされていることは確認できるものの、それが点数であるかどうかを識別して特定することは困難である。そのため、審査請求人から開示の求めがあった「答案上の点数部分」については、書き込みの一態様であることを踏まえ、答案上の書き込み（答案と一体となっているもの）の開示の可否について判断したものである。

なお、書き込みは、採点用の答案上になされており、採点用の答案と一体となっていることから、採点用の答案と一体のものとして開示の可否を判断することとなるが、司法試験論文式試験の答案については、これを開示することとすれば、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）として、これまで不開示としており（詳細は後述）、採点用の答案上に記載された考査委員の書き込みについても同様の理由により不開示としていくところである。

以上のとおり、「答案上の点数部分」（答案上の書き込み）については、これを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）。

イ 考査委員ごとの素点について

司法試験論文式試験は、法曹になろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが（司法試験法3条2項）、本来、論文式試験に関しては、その正解が一義的に定まっているものではない。

司法試験論文式試験においては、受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、1人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること、各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差が発生し得るので、標準偏差を算出

することなどにより採点格差の調整を行っている。素点は、その調整前の数値であるが、これを開示すれば、開示された点数を巡って、司法試験委員会及び考査委員への質問や照会等が増加し、考査委員及び事務職員等がそれぞれ有する業務に支障が生じるおそれがある。また、後に生じ得る個々の受験生等からの苦情等を回避することを考慮するあまり、採点者が答案に対して適正な評価をすることが困難になり、さらには、法曹にとって必要な能力評価に適切な良問の作成をも困難にするおそれがある。

また、これらを開示すれば、受験予備校等が受験者の素点、再現答案を集めて分析を加え、採点の傾向や対策などをもっともらしく説明することが可能になり、受験者の勉強方法や答案の解答方法に影響を与え、受験者の答案の評価が困難になり、法曹になろうとする者に必要な能力を総合的に判定しようとする論文式試験の意義が失われるおそれがある。

したがって、素点を開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）。

3 審査請求人の主張に対する反論について

(1) 審査請求の理由について

審査請求人は、原処分において、法14条7号に当たるとして不開示としていることに対して、「本件開示請求情報を開示することにより、そもそも「業務に支障が生じるおそれ」はなく、法律上の根拠を欠いたものであり、原処分は取り消されるべきである。」などと主張する。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求に係る当該情報を開示することとした場合に生ずる支障は以下のとおりである。なお、審査請求人が開示を求めている情報のうち「答案上の点数部分」については、答案上の書き込みの一態様であり、答案と一体のものであるため、答案上の点数部分（答案上の書き込み）に関しては、以下、答案として論ずることとする。

ア 新たな法曹養成制度の理念の下で、受験者の能力を適切に判定することが困難となること

(ア) 新たな法曹養成制度における司法試験の役割

司法制度改革により、平成17年12月1日に司法試験法が改正され、それまでの司法試験（以下「旧司法試験」という。）に代わる司法試験が平成18年から実施されることとなった。

旧司法試験においては、厳しい受験競争の下、受験者が受験技術の習得を優先し、受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っていることが問題視されていた。すなわち、旧司法試験の論文式試験の答

案については、「表面的，画一的，金太郎飴的答案」，「同じような表現のマニュアル化した答案」，「パターン化しており，それも同じ間違いをしている答案」，「落ちない答案」等が多く，その結果，「受験者の能力判定が年々困難になってきている」，「これ以上答案の画一化が進むと，能力判定そのものが大変困難になる」と指摘されるとともに，仮に，能力判定が可能であっても，「その結果生み出される法曹全体の質的な劣化というものは，極めて深刻なもの」であるとの指摘がされていたところである（司法制度改革審議会議事録等）。このような実情については，受験者が受験予備校を利用するなどして，論点ごとに整理された教材，あるいは過去の試験問題や想定問題についての解答例を集めた教材等を使用してその内容を覚えていくという勉強の仕方をしていることが主たる原因であると指摘されていた。

受験予備校等においては，受験者から論文式試験の再現答案を集め，上位者の再現答案を基に，高い評価を得る答案の共通点等を多数の受験者に示す受験指導を行っており，このことが前記問題状況に拍車を掛けていた。

他方で，21世紀の社会経済情勢の変化に伴い，より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり，多様かつ広範な国民の要請に応えることができる高度の専門的な法律知識，幅広い教養，国際的な素養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められることとなった。

このような問題を踏まえ，司法制度改革においては，21世紀の司法を担うにふさわしい，質・量ともに豊かな法曹を確保するため，司法試験という「点」のみによる選抜ではなく，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度へと大きな転換が図られ，その中核を担うものとして，法曹養成に特化した実践的な教育を行う法科大学院が新たに導入された。法科大学院では，法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し，厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で，その課程を修了した者のうち相当程度の者が司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うこととされた（司法制度改革審議会意見書）。

すなわち，法科大学院においては，法曹の養成のための中核的な教育機関として，各法科大学院の創意をもって，入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い，少人数による密度の高い授業により，将来の法曹としての実務に必要な学識及び弁論能力を含むその応用能力並びに法律に関する実務の

基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされ（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）2条1号）、設置基準等において、開設すべき授業科目や教員の配置数などが定められている上、定期的に第三者評価機関による評価を受けなければならないこととされている（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）等）。

司法試験は、このような法科大学院の在り方を前提として、受験資格が原則として法科大学院修了者に限定されることとなり（司法試験法4条1項）、制度の枠組みが大幅に変えられた。司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかを判定することを目的とし、法曹にふさわしい者を選抜する役割を有するとともに、法科大学院を中核とする法曹養成制度の一環として位置付けられ、法科大学院教育との有機的連携の下に行われることとなったものである（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律2条、司法試験法1条参照。）。

このように、新たな法曹養成制度の趣旨は、法曹にふさわしい知識・能力等の涵養を法科大学院課程を通じて行うことにあり、法科大学院生が法科大学院課程の履修に専念せず、これを軽視しおろそかにするような事態となれば、新たな法曹養成制度の意義が損なわれることとなるのみならず、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度そのものが成り立たなくなる。司法試験は、法科大学院課程を履修した成果を測るものであり、司法試験の受験対策のみを目的とした指導や受験技術の習得は、およそ本末転倒と言うべきものであって、新たな法曹養成制度の理念に真っ向から反するものである。

（イ）司法試験受験対策における現状

しかしながら、その後においても、複数の大手の受験予備校や受験雑誌等による司法試験の受験指導が大々的に行われているところ、論文式試験については、様々な受験対策講座の開設や書籍の販売が行われ、そこでは「合格答案」を作成するための答案作成技術の指導が売り物にされ、受験者の再現答案がそのような受験指導の材料として利用されるなどしており、現状においても、旧司法試験の弊害とされていた、新たな法曹養成制度の理念に反する受験対策に傾斜しかねない情報が受験者の間に広く出回っている状況にある。

そして、受験予備校は、受験者に対し、金品を対価に再現答案の

提出を広く募り，成績通知の提出も求めた上，成績上位者の「再現答案」は当該受験者の科目別得点等と併せて書籍に掲載されるなどして利用されており，受験者本人のために拡充したはずの成績通知制度が，司法制度改革の理念に反するような学習姿勢を広めかねない受験情報として利用されている実態がある。

このような再現答案やその分析結果の利用は，どのような答案を書けば手っ取り早く高得点が取れるかという受験対策に活用され，法曹としての本質的な能力の涵養には無意味かつ有害であって，新たな法曹養成制度の理念に反するものである。

実際，採点を担当した考査委員による採点実感においても，このような現状に対する懸念が表明されており，「受験生が典型的論点に関する論述例の暗記に偏重するなどした勉強方法をとった結果，事案の特殊性を考慮して個別具体的な解決を模索するという法律実務家に求められる姿勢を十分に習得していないのではないかと懸念される」（平成22年刑事系科目第1問），「行政処分の違法性に関する法律論を組み立てる基本的な能力を試すために，大きく配点したが，行政法規にいう行政処分の「条件」の意味を誤解してつまずき，的外れな方向に論述を進めてしまう答案や，処分要件を十分検討しないまま行政裁量を援用し，論述が粗雑になる答案が目立った。また，設問2では，授益的行政処分の撤回という基本的な概念について，事案及び関係規定に即して論述できていない答案が予想外に多かった。いずれの設問に関しても，論点単位で論述の型を覚える学習の弊害が現われた結果のように感じられ，残念であった。」（平成26年公法系科目第2問），「論じる必要がないと考えられるにもかかわらず，これを論じているものが散見された。マニュアル的，パターンの的に準備してきたものをそのまま書くのではなく，なぜその点を論じる必要があるのかを事案に即して考えて論じていくべきである。」（平成27年公法系科目第1問），「事前に準備していた論証パターンを持ち出す答案が極めて多く見られ，設問に即した解答をする上で必要のない論述も散見された。また，事案を全体として把握し判断しようとする姿勢に欠けており，問題文に示されたストーリーの流れを無視して，個別の論点につきキーワードを安易に並べてつぎはぎをして論述した結果，自ら論理矛盾に陥り，結論の妥当性も十分に検証されていないといった「論点主義」の弊害が多く見られた。」（平成29年民事系科目第3問），「多くの答案において，一応の論述がされていたが，定型的な論証パターンをそのまま書き出したと思われる答案，出題趣旨とは関係のない論述や解答に必要な論述をする答案，事案に即した検討

が不十分であり、抽象論に終始する答案なども、残念ながら散見された。」（平成30年民事系科目第3問）などと述べられている。

（ウ）答案及び素点を開示することによって生じる支障

前記（イ）のような司法試験受験対策の現状に照らせば、答案及び素点が開示されることとなれば、新たな法曹養成制度の理念に反する受験対策が蔓延する傾向に一層拍車がかかることは明白である。

すなわち、現在でも、受験予備校等が再現答案を収集し、これを利用した受験指導が行われているところ、再現答案は、実物の答案ではなく、飽くまで受験者が記憶に基づいて再現したという前提の下に、流布され、分析等に利用されているが、実物の答案と一言一句違わず正確に再現されたものであるとは常識的には考えられない上、再現に当たって記述の訂正や追加・変更を行うなど手を加えられたものであることを前提として流布・利用されている。これに対し、現物の答案は、再現の正確性を疑う余地がなく、得点との関連性も確実なものとして受け止められることとなる。そのため、答案を比較して分析を行うに当たっても、得点の差異と記載内容の差異に照らして、よりもっともらしい分析を行うことが可能となり、現物の答案を開示することとなれば、当該答案やその分析結果は格段に高い信ぴょう性をもって受け止められることとなる。

再現答案しか入手できない現状においても、受験予備校等によるこれを利用した受験指導が蔓延しつつあることに照らせば、答案の開示によってその傾向に一層拍車を掛けることとなる。

となれば、受験期間が制限されている司法試験においては、司法試験の合格に直結するような答案作成記述を求めて、合格者の実際の答案の体裁や書き振りを模倣するなど、実際の答案を利用したもっともらしい分析に基づく受験指導を安易に受け入れる受験者が多くなり、受験技術に強く影響された画一的な答案が増加する蓋然性が高い。

また、司法試験の論文式試験は、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである。

しかし、前記のような受験指導によって、受験者が過去の成績上位者の答案の体裁や書き振りを模倣して、いかにも自己の表現であるかのように記載し、法曹に必要な学識及び応用能力を有することを見せ掛けた答案を作成することとなると、その受験者の能力を適

切に判定することが困難となり、司法試験事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなる。

そうなれば、法科大学院が受験指導を排し、理念に沿った教育を目指しているにもかかわらず、新たな法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却され、その理念が著しく損なわれるとともに、受験者が各法分野について原理的、体系的に知識を習得する努力を怠り、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼし、柔軟な応用力を備えない者が合格点を得るなどといった事態を招くおそれもある。

イ 考査委員等が適正に職責を果たすことが困難になること

(ア) 司法試験における採点の在り方等

司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定は、考査委員が行うこととされている（司法試験法15条1項）。考査委員は、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者から司法試験委員会の推薦に基づき任命されるものであり（同条2項）、考査委員の氏名、所属等は公表されている。

考査委員が合格者の判定を行うに当たっては、考査委員の合議によることとされ（司法試験法8条）、具体的には、考査委員会議において行うこととされている（司法試験委員会令2条1項及び3項）。また、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定の基本方針その他これらの統一的な取扱いのために必要な事項は、考査委員会議を開いて定めることができるとされている（同条2項）。このように、考査委員が考査委員会議という合議体によって権限を行使することを求められているのは、合格者の判定のみであり、また、合議体によって決まることができるとされているのは、考査委員の権限事項に係る基本方針その他統一的な取扱いのために必要な事項のみである。すなわち、考査委員の権限のうち、問題の作成及び採点については、法務大臣が各考査委員に対し個別に委任しているものであって、考査委員の合議によって決することはそもそも予定されていない。

そして、論文式試験の採点については、考査委員会議において、「司法試験の方式・内容等について」と題する書面記載の内容が申合せ事項とされ、公表されているが（平成30年11月16日司法試験考査委員会議申合せ事項）、これは各年共通の一般的なものであり、個別の出題に即したものではない。この申合せ事項以上の内容は考査委員会議において合意されておらず、個々の答案の具体的な採点は、各考査委員の裁量に委ねられている。それは、次のような論文式試験の意義や性格等によるものである。

すなわち、司法試験は、「裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的」とし（司法試験法1条1項）、「受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を備えているかどうかを適格に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏ることなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。」とされている（同法3条4項）。正解が一義的に定められる必要のある短答式試験によっては、このような能力を試すことには自ずから限界があり、こうした観点からの能力の判定は、専ら論文式試験によって行うこととなる。

そのため、論文式試験は、正解が一義的に与えられ得るものではなく、前述のとおり、出題された事例について法的に解析した上で、論理的な思考に基づき、法令の解釈や適用を行い、それを論理的・説得的に構成・論述して表現することを求め、それを総合的に評価することにより、受験者の単なる知識の有無のみならず、法曹となるべき理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等を判定するものである必要がある。このような論文式試験の意義に沿った判定を可能とするためには、いわゆる論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価がなされなければならない。

他方、個々の考査委員が独立して採点する結果、得点にばらつきが出ることもあり得ることを前提とし、受験者間に不公平が生じることを避けるため、上記申合せ事項においては、一通の答案を複数の考査委員によって採点し、かつ、偏差値による得点調整を行うことなどが定められている。

このように、論文式試験の採点において個々の考査委員に求められていることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査して評価を与えることであって、このことは、論文式試験の判定機能を適切に機能させ、司法試験がその役割を果たすために必要不可欠である。

（イ）採点に関する問合せ等の現状

ところで、事務局には、個々の受験者からの問合せが電話等で多数寄せられているところ、特に成績通知後には、論文式試験の採点結果に関する問合せが相次いでいる。そのほとんどは不合格者からのものであって、成績通知に記載された科目別得点が自らの認識と比べて低すぎるというものであり、中には、自己の再現答案に対す

る第三者の評価や他の者の再現答案との比較を根拠として、採点の過誤や不当性を主張するものもある。このような問合せに対しては、適正に事務処理を行っている旨説明しても納得を得にくく、これに対応した職員が長時間を割いて特段の対応を強いられている状況にある。

(ウ) 答案及び素点を開示することによって生じる支障

答案及び素点を開示することとなれば、受験予備校等の後押しによって、多数の受験者から大規模に素点等の開示請求が行われることとなるのは明らかである。また、取り分け不合格者にあっては、開示された情報から何らかの理由を作出して採点の過誤を主張しようとするのが容易に予測されるところであり、開示請求の著しい増大とこれに伴う事務局への問合せ等の増加が見込まれる。

現物の答案は、その内容と得点との結び付きが確実であり、さらに、他の答案との比較によって、より具体的な根拠をもって、採点の不当性を主張することが可能となるため、問合せ等の増加と深刻化がより進むことが見込まれる。そして、採点に不満を持つ者に対して、対応した職員が説明に十分な時間を割いたとしても、その納得を得られるような説明を行うことは極めて困難であって、司法試験事務の運営に支障が生じるおそれが極めて大きい。

このような場合、事務局における説明では対処できなくなり、考査委員に対し、個別に答案や素点の再確認を求め、あるいは、採点方針について説明を求める事態も生じ得る。また、事務局において説明を尽くすことが困難であるため、考査委員に対して直接問合せ等がなされるおそれも高くなり、考査委員が採点に不満を抱く者からの苦情・嫌がらせ等にさらされるおそれも生じる。

考査委員は、氏名・所属を公表されている上、特に研究者の委員については人数が限られており、個人攻撃の対象となるおそれが極めて大きい。

前記(ア)でも述べたとおり、司法試験において、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力等の判定を可能とするには、論点主義による画一的・硬直的な採点ではなく、個々の考査委員の学識経験等に基づいた独立した判断による柔軟な評価がなされる必要がある。そのため、論文式試験の個々の答案の具体的な採点は、考査委員の裁量に委ねられており、個々の考査委員に求められることは、他の考査委員から独立して、自己の高度な専門知識と識見に基づき、良心に従い、自由かつ公正中立に、個々の答案を審査することである。このような観点から答案の審査が行われているため、個々の答案の具体的な採点について、事後的に、その全てを形式的、

客観的に説明することは容易ではない。

しかしながら、答案及び素点が後に開示されることとなれば、後日の問合せ、非難、中傷、嫌がらせ等へのおそれや煩わしさから、過度に硬直的な採点を行い、あるいは、他の考査委員の採点に合わせるなどして、考査委員が答案に対して適正な評価を与えることが困難となる。また、問合せ等に対して画一的に回答できるよう、形式的な採点が可能な問題作成に陥り、司法試験において求められる能力評価に適した良問の作成が困難となるおそれもある。すなわち、答案及び素点の開示によって、考査委員がその職責を適正に果たすことが困難になり、司法試験事務の適正な遂行に支障が生じるおそれは現実的かつ差し迫ったものである。

加えて、考査委員は、任期付きの非常勤職員で、本務の傍らで、問題作成や採点といった多大な時間と労力を要する職務を行っているところ、ただでさえその負担は非常に重い。考査委員を更なる物理的・心理的負担にさらすこととなれば、優秀な研究者や実務家から考査委員のなり手を探すことが困難となり、この点でも、司法試験事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすこととなる。

なお、採点用の答案は、正に考査委員が採点したものであり、これが開示されることとなれば、採点の過程をつまびらかにすることとなり、また、答案上に考査委員の書き込みがあった場合、これを開示することとなった場合には、考査委員の個人特定につながるおそれもあるため、個々の考査委員の専門的知識、学識経験等に基づいた、独立した判断で柔軟な評価を行うことを妨げることとなる。

ウ 小括

以上のように、上記ア、イで詳述したとおり、審査請求人が開示を求めている答案上の点数部分（答案上の書き込み）及び各考査委員が付けた素点を開示することによって、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法14条7号柱書き）ことは明らかである。なお、同号柱書きに該当するとされたものとして、以下の答申や裁判例がある。

(ア) 答申

答案及び司法試験論文式試験の素点等の不開示決定に対する異議申立て答案及び司法試験論文式試験の素点等の不開示決定に対する異議申立てに係る過去の答申（平成23年度（行個）答申第100号、平成25年度（行個）答申第41号）において、概要、「受験予備校による対価を支払ってまで広くなされる再現答案の収集、その利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報を開示すれば、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、同様の開示請求を

行わせる蓋然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析であっても、問別素点又は問別得点を考慮した分析の方が現実在即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、好成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となる。そして、受験回数が制限される新司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、上記のような法曹養成制度改革の一環としての新司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり、その結果、新司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあると言わざるを得ない。」、「これを開示することにより、再現答案の内容と点数の関係をより明確にすることになり、より具体的に採点の不当性を主張することが可能となるため、司法試験委員会及び考査委員への質問、照会、あるいは考査委員に対する中傷が増加し、考査委員及び事務局職員等がそれぞれ有する業務に支障が生じるおそれがあることが認められ、諮問庁の説明には不合理な点が認められず、首肯できる。」旨指摘がなされ、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、いずれの異議申立ても棄却されてきたところである。

(イ) 裁判例

司法試験における受験者の答案及び当該答案を採点した考査委員が付した素点の不開示決定に対する訴訟（保有個人情報不開示決定処分取消請求訴訟（大阪地方裁判所平成20年1月31日判決、平成19年（行ウ）第104号・判例タイムズ1267号216ページ））において、同裁判所は、概要「答案の開示を認めると、格段に受験技術偏重の勉強方法に拍車がかかることは十分な蓋然性をもって認められるものである。」、「答案や素点の開示は、司法試験委員会において回答の困難な質問や照会を増加させることが認められ、同委員会が、本来の業務以外に、かかる質問や照会に対する対応に今まで以上に時間を割かれるようになることは明らかである。」、「司法試験委員会に対する質問や照会が増えた場合、高度な専門的知見に基づく多角的視点による採点をするに困難が生じたり、問題作成や採点に煩わしさを感じる考査委員も増え、優秀な学者や実務家からのなり手を探すことが難しくなることも十分に考えられる。」、「司法試験の適正な運営のためには、受験者等からの質問や照会に対し、必要な範囲で適正に答えることが望ましい

とはいえるが、試験という性質上、採点内容についてまで及ぶものではない。」などと判断した上で、結論として、「本件答案及び本件採点（本件答案を採点した考査委員が付した素点が記された文書）を開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが、法的保護に値する蓋然性の程度まで認められるというべきである。」とし、当該情報が法14条7号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、原告の請求を棄却する判決をしている。

エ その他の理由に対する反論

審査請求人は、本件開示請求情報を開示することにより生じる支障に関して、「質問、照会の増大による業務の支障という論には相当に無理があると言わざるを得ない。」などと主張しているが、上記 a, b で述べたとおり、論文式試験の答案及び素点の開示が争われた事案において、これらを開示した場合には、質問、照会の増大による業務の支障が生じるとの主張は認められており、諮問庁の主張には根拠がある。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

その他、審査請求人は審査請求書において様々な主張をしているが、いずれも理由がない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも本件決定を取り消す理由とはなり得ないため、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成30年11月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月21日 | 審議 |
| ④ | 平成31年1月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年2月15日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月22日 | 審議 |
| ⑦ | 同年3月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求について、「答案上の点数部分」（本件対象保有個人情報1の関係）及び「考査委員ごとの素点」（本件対象保有個人情報2の関係）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、その全部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分

を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報1について、本件開示請求で求めているのは、答案上の各ページの点数ではなく、答案1枚目の受験者の氏名、受験番号等が記されているページ上に記載されている点数である旨主張し、これを特定することを求めるとともに、本件対象保有個人情報全部の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の特定の妥当性及び本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報1の特定の妥当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 本件対象保有個人情報1の特定の経緯等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、審査請求人から開示の求めがあった「平成30年司法試験受験者氏名「特定氏名」の論文式試験における答案上の点数部分」（答案上の点数部分）については、以下のとおり特定した旨説明する。

(ア) 審査請求人は、論文式試験の答案上の「点数部分」の開示を求めているところ、答案上の点数部分とあるのは、考査委員が採点用の答案により採点をした後の答案（以下「採点後の答案」という。）上の「点数部分」と解されるため、まずは、審査請求人に係る採点後の答案を本件対象保有個人情報1が記録されている文書として特定した（なお、司法試験では、論文式試験の採点は、各考査委員が、審査番号を付した答案の写しを用いて行っており、これが採点用の答案である。）。

(イ) 次に、審査請求人は、答案上の「点数部分」の開示を求めているが、採点用の答案には点数を記載するための欄等は設けられていないため、仮に考査委員が採点の過程で採点用の答案に何らかの数字を記載していたとしても、それが点数であるかどうかを識別して特定することは困難である。そこで、審査請求人から開示の求めがあった「答案上の点数部分」については、広く審査請求人に係る採点用の答案上の書き込みを本件対象保有個人情報1として扱うこととした。

(ウ) 審査請求人に係る採点後の答案の確認を行った結果、考査委員の書き込みがなされているものがあることが確認されたため、これを本件対象保有個人情報1として特定した。

イ 本件対象保有個人情報1の特定に関して、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 論文式試験の採点の具体的な作業は、各考査委員が、受験者氏名が記載されている1枚目を除く審査番号を付した答案の写し（採点用の答案）を用いて行っている。

上記「受験者氏名が記載されている1枚目」とは、答案の表紙であり、ここには、試験地、受験番号、氏名を記載する欄があるが、上記で述べたとおり、考査委員の採点用の答案には、答案の1枚目（答案の表紙）は含まれていない。そのため、答案の表紙に採点結果が記載されることはあり得ない（また、考査委員が答案の表紙に記載されている氏名等の情報を知ることあり得ない。）。

上記のとおり、採点においては、実際には答案の表紙は用いられていないところ、審査請求人の主張は、この点の認識がなく、審査請求人の誤解に基づいて主張しているものであり、全く事実とは異なるものである。

(イ) 本件対象保有個人情報1の特定に当たっては、上記司法試験論文式試験における採点方法を踏まえた上で、審査請求人は答案上の点数部分の開示を求めているため、採点用の答案（上記のとおり答案の表紙は含まれていない。）上に点数の記載がないか確認したものであるが、採点用の答案には点数を記載するための欄等は設けられていないため、仮に考査委員が採点の過程で採点用の答案に何らかの数字を記載していたとしても、それが点数であるかどうかを識別して特定することは困難であるため、審査請求人から開示の求めがあった「答案上の点数部分」については、広く審査請求人に係る採点用の答案上の書き込みを本件対象保有個人情報1として扱うこととした上で、審査請求人に係る採点用の答案の確認を行った結果、考査委員の書き込みがなされているものがあることが確認されたため、これを本件対象保有個人情報1と特定したものであり、特定に誤りはない。

(2) 検討

ア 本件対象保有個人情報1に関し、開示を求めているのは、答案上の各ページの点数ではなく、答案1枚目の受験者の氏名、受験番号等が記されているページ上に記載されている点数である旨の審査請求人の主張に鑑み、諮問庁から論文式試験の各科目の答案用紙の様式1枚目（法務省ウェブサイトに掲載されているものと同様のもの）の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、答案用紙の様式1枚目には、受験者の氏名や受験番号等を記載する欄はあるが、採点結果を記載する欄はないと認められる。

イ したがって、司法試験論文式試験において、事務局が採点を担当した考査委員から提出を受けるのは、採点後の答案（答案用紙の1枚目

を除いたもの)及び各問の素点を記載した採点表であり、この採点表に記載された得点(点数)が素点となる旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はない。

そして、審査請求人に係る採点後の答案には、答案上に直接、考査委員の書き込み(数字も含む。)がなされていると認められることに加え、当該書き込みの態様等に照らし、これが、考査委員が採点を行うに当たって付けたいわゆる部分点を含む採点結果に関わる書き込みであると考えられることも併せ考えれば、論文式試験の採点の具体的な作業については、各考査委員が、受験者氏名が記載されている1枚目を除く審査番号を付した答案の写し(採点用の答案)を用いて行っている旨の上記(1)イ(ア)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、したがって、本件対象保有個人情報1を特定した経緯に関する上記(1)ア(ア)の諮問庁の説明も、首肯できる。

ウ 以上のとおり、審査請求人が主張する「答案1枚目の受験者の氏名、受験番号等が記されているページ上に記載されている点数」に記録された保有個人情報は、本件対象保有個人情報1に該当するとは認められず、その他、法務省において、本件対象保有個人情報1の外に本件請求保有個人情報(ただし、「答案上の点数部分」に対応するもの)に該当する保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情はないから、本件対象保有個人情報1を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報1について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の2(2)ア及び第3の3(2)のとおり。

イ 検討

(ア) 審査請求人に係る採点後の答案には、答案上に直接、考査委員の書き込み(数字を含む。)がなされていると認められるところ、既にみたとおり、これは、考査委員が採点を行うに当たって付けたいわゆる部分点を含む採点結果に関わる書き込みであると考えられる。

そして、このような採点後の答案上に記載された考査委員による書き込みは、採点用答案と一体となったものとみることができることから、採点後の答案に記載された保有個人情報と不可分一体のものとして本件対象保有個人情報1の開示の可否を判断した旨の諮問庁の説明は、不合理なものとはいえない。

(イ) そうすると、本件対象保有個人情報1の不開示情報該当性については、司法試験論文式試験の答案に記載された保有個人情報の不開示情報該当性について、平成28年度(行個)答申第211号及び

同第212号等の先例答申でそれぞれ示された判断と同様に、受験予備校による再現答案の収集及び利用の状況を踏まえると、本件対象保有個人情報1を開示すれば、本件対象保有個人情報1と一体となった採点後の答案全体を開示することになることから、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、同様の開示請求を行わせる蓋然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、再現答案に基づく分析よりも実際に試験に提出した答案に基づく分析の方が現実に即したものであることは否定できないから、当該答案作成者の成績と併せて、高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となり、そうすると、受験期間が制限される司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり、その結果、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるといわざるを得ないから、これと同趣旨の上記アの諮問庁の説明は、首肯できる。

(ウ) 以上のとおり、本件対象保有個人情報1と不可分一体のものである採点後の答案に記録された保有個人情報については、これを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、本件対象保有個人情報1の全部を不開示としたことは妥当である。

(2) 本件対象保有個人情報2について

ア 諮問庁の説明の要旨

上記第3の2(2)イ及び第3の3(2)のとおり。

イ 検討

(ア) 司法試験論文式試験においては、本来、その正解が一義的に定まっているものではなく、また、受験者数が多数に上るため、同じ問題に対する答案についても、1人の考査委員が全受験者の答案を採点することは困難であって、複数の考査委員が分担していること、各問題ごとに難易度等が異なるため、平均点や採点のばらつきの程度が異なることから、採点格差が発生し得るので、標準偏差を算出することなどにより採点格差の調整を行っており、素点は、その調整前の数値である旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

(イ) そうすると、上記(ア)で諮問庁が説明する各科目の素点(本件

対象保有個人情報2)を開示すれば、受験予備校による再現答案の収集及び利用の状況を踏まえると、受験予備校が他の相当数の受験者に働き掛けて、本件対象保有個人情報2と同様の素点の開示請求を行わせる蓋然性は極めて大きく、これに応じて開示することとなれば、受験予備校が受験者の素点、再現答案を集めて分析を加え、採点の傾向や対策などをもっともらしく説明することが可能になることは否定できないから、当該受験者の成績と併せて、高成績を得やすい答案作成の技法等を今までより一層それらしく説明することが可能となり、そうすると、受験期間が制限される司法試験においては、このような受験予備校が提示する技法等を安易に受け入れる受験者が多くなり、法曹養成制度の一環としての司法試験の意義が没却されるおそれや、受験予備校での受験技術に強く影響された画一的な答案が増加し、法曹となるべき資格の有無を適切に評価することが困難になるおそれが生ずる蓋然性が高まり、その結果、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるといわざるを得ないから、これと同趣旨の上記アの諮問庁の説明は、首肯できる。

(ウ) 以上のとおり、本件対象保有個人情報2については、これを開示することにより、司法試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法14条7号柱書きの不開示情報に該当することから、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、法務省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、本件対象保有個人情報は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

「平成30年司法試験論文試験において請求者が作成した全科目の答案（9通）上の点数部分及び平成30年司法試験論文試験における請求者の全答案（9通）を採点した複数の考査委員がつけた各答案についての素点」に記録された保有個人情報

2 本件対象保有個人情報

- (1) 平成30年司法試験論文式試験の受験者氏名「特定氏名」の答案上の点数部分に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）
- (2) 平成30年司法試験論文式試験の受験者氏名「特定氏名」の答案を採点した複数の考査委員がつけた各答案の素点に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）